

外国人の刑事事件

弁護士 三角 真理子

第1 外国人の刑事事件の特徴

外国人の刑事事件の場合、通訳が必要な場合が多いこと、在留資格との関係で退去強制や上陸拒否の問題があること等に留意が必要である。

第2 接見での留意点

1 初回接見

初回接見では、被疑事実、逮捕日時、場所等、被疑者・被告人が日本人である場合と同様の事項を確認するほか、以下の事項を確認する必要がある。

- ・有効な旅券を所持しているか
- ・入国・上陸年月日、入国の経緯
- ・在留資格の有無、在留資格を有する場合はその種類、在留期間の期限

身体拘束中に在留期間が徒過してしまう場合、起訴猶予などの場面であっても入管に收容されてしまうおそれがあるため、在留資格の更新等が必要である。

- ・資格外活動の有無

資格外活動を行った場合、刑事罰の対象となる可能性がある(出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という。)70条1項4号、19条1項、73条参照)。

- ・在留についての本人の意思

今後も日本に残ることを希望するのか、早期に帰国することを希望するのか、本人の意思を確認する。被疑者・被告人が日本に残ることを希望する場合でも、退去強制事由に該当する場合には残ることができないため、在留特別許可の取得が可能かどうか検討する。また、退去強制事由に該当しない場合でも、在留資格の取り消しがありうるため、条文を確認して検討する。被疑者・被告人が、早期に帰国することを希望すると述べた場合でも、一旦帰国した後すぐに再入国できると考えていることもあるため、上陸拒否事由に該当するかどうかを確認し、被疑者・被告人に説明が必要である。

2 通訳について

(1) 通訳人についての説明

被疑者・被告人及びその関係者が通訳人に直接連絡を取るなどして、通訳人にトラブルが生じることのないように、通訳人の名前や個人情報等は被疑者・被告人には明かさないように配慮する。

通訳人によっては、弁護人の発言以外に通訳人自身の意見を話してしまうことがあるため、通訳人には、弁護人の発言の通訳のみをして頂くよう伝えておく。また、被疑者・被告人に対しても、刑事手続に関する相談は弁護人に対してするよう伝え、通訳人はあくまでも通訳のみを行うことを説明する。

(2) 通訳人費用

被疑者段階、被告人段階の場合、通訳費用は弁護人の口座に振り込まれるため、通訳人に対しては弁護人から通訳費用を支払う。通訳費用については、法テラスの基準に従って支払われるため、通訳人に報酬基準を確認して頂く。通訳費用の支払に誤りがないよう、通訳の開始時間、終了時間は弁護人で記録し、通訳人にも共有しておく。

3 外国語文書の差入れ・宅下げ

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、被収容者にその費用を負担させることができ、被収容者が費用を負担しないときは信書の発受を許さないと規定されている。(拘置所の場合は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律148条2項、3項、留置施設の場合は同法228条2項)

実際の運用としては、留置施設においては拘置所に比べて運用が柔軟であり、施設毎に運用が異なっている。問題なく差入れ・宅下げができる場合もあれば、翻訳が必要なため文書自体は宅下げできないが、内容を弁護人で伝達するのは可と言われる場合もある。その他、通訳人がその場で翻訳を行い、信書の内容を確認して宅下げを受けることができることもある。

第3 公判段階での留意点

1 接見について

被告人段階でも、接見の際の通訳は、被疑者段階と同じ通訳人をお願いすることが多い。被告人自身も、被疑者段階から継続して通訳に入ってもらっていた通訳人と話す方が安心するという人も多い。

後述する法廷通訳人に通訳を頼むことも可能である。法廷通訳人が、法廷通訳をスムーズに行うために、事前に本人と接見しておくことを希望すること

もあるため、その場合は同行する。

2 弁論等の提供

公判においては法廷通訳人が選任され、事前に裁判所から、通訳人の氏名、連絡先等が弁護人に通知される。

公判当日の通訳がスムーズに進むよう、弁護人の意見、証拠意見、弁論等は、あらかじめ法廷通訳人に対して送付しておく。

3 弁護活動

情状弁護を行う場合、検察側は、不法滞在期間の長さや、その間就労して得た金額や本国に送金した金額の多さ、不法滞在の外国人による犯罪の増加などを指摘することが多い。しかし、仮に不法滞在中の就労であったとしても、真面目に働いた対価として賃金を得ていた場合に、そのこと自体が日本の治安を乱しているわけではないため、検察官の指摘については慎重な対応が必要である。

そのほか、情状弁護の際には、本国からの情状証拠(家族の手紙など)の取り寄せも検討する。

第4 判決についての留意点

1 判決後の手続の説明

被告人の不安を軽減させるため、日本における刑事手続の流れを丁寧に説明する。また、在留資格のない外国人が執行猶予判決を受けた場合には判決後直ちに入管に収容されるため、被告人の混乱を防ぐために事前にその可能性を説明しておく。

2 退去強制手続について

刑事裁判の結果によっては、在留資格を有する場合であっても、退去強制事由に該当することがある。また、執行猶予判決であっても、入管法24条が列举する退去強制事由に該当する場合があり、日本に残ることができるとは限らない。

退去強制は、法文上は国費による送還が原則で、例外的に自費出国を許可することができるという規定になっている(入管法52条3項、4項)。しかし、実際には、強制退去はほとんどの場合で自費出国によって行われている。自費出国ができない場合には、国費による送還まで、相当長期にわたる収容が続けられる(退去強制令書による収容には期間の制限がない。入管法52条5項)。そのため、本人が航空券購入のための費用を持っていない場合は、入管に面会に来た友人・知人に費用の工面を頼むほか、国内での調達が困難な場合には、本国の家族などにも手紙や電話で旅費の送金を依頼することもあるよう

である。

3 上陸拒否事由について

退去強制事由及び刑事裁判における判決内容毎に、上陸拒否事由が規定されている(入管法5条9号ロ、ハ、同法5条9号の2)。

参考文献

- ・外国人ローヤリングネットワーク『外国人事件ビギナーズ』(現代人文社、平25)
- ・大木和弘ほか『外国人刑事弁護マニュアル』(現代人文社、改訂第3版、平27)